

VII 交 通

1 鉄道・航空等運賃の割引

鉄道や国内航空路線を利用される場合、交通割引があります。料金の割引については、下記の種別により異なります。

第1種の手帳	第2種の手帳
視覚障害者1～3級、4級の一部	左記以外の身体障害者、精神障害者療育手帳B・C判定
聴覚障害者2～3級	
肢体不自由1～3級 (複合等級等の一部を除く)	
内部障害1～4級 (ぼうこう・直腸障害は1～3級)	
精神障害者保健福祉手帳1級	
療育手帳 A 判定	

障害者手帳の提示に代えてスマートフォンの障害者アプリ「ミライロID」の提示により割引を受けることが可能な場合があります。詳細は各事業者へお問合せください。下記中に※「ミライロID」と記載しています。

(1) JR 各社・私鉄等鉄道旅客運賃等の割引 ※「ミライロID」

身体障害者、精神障害者、知的障害者およびその介護者がJR各社等の経営する鉄道、航路、自動車道および連絡運輸の取り扱いをする会社線に乗車船する場合に、運賃等が割引されます。

<普通乗車券>

- ・第1種の手帳または第2種の手帳をお持ちの方が単独で片道100キロメートルを超える乗車をする場合
- ・第1種の手帳をお持ちの方が介護者とともに乗車する場合
(詳細については各鉄道会社の窓口でお問合せください)

<定期乗車券、回数乗車券・急行券>

各鉄道会社の窓口でお問合せください。

◆問合せ先

各鉄道会社

(2) 名鉄バス運賃の割引 ※「ミライロID」

手帳を提示することによって、第1種の手帳および精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方は、本人と付き添いの方、第2種の手帳および精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方は、本人のみ割引になります。

◆問合せ先

名鉄お客さまサポートセンター

電話0570-02-5151(直通)

(3) iーバス運賃の割引 ※「ミライロID」

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、介添えのための付き添い者1名まで半額の割引になります。(降車時に手帳等の提示が必要。付き添いは手帳を持つ方1人につき1人まで)

◆対象コース

一宮コース、千秋町コース、大和町・萩原町コース

◆問合せ先

本庁舎8階88番窓口(地域交通課交通政策グループ) 電話28-8955(直通)

(4) 名古屋市営バス・名古屋市営地下鉄・あおなみ線運賃の割引

※「ミライロID」

名称	対象者	割引率	利用方法
名古屋市営バス・ 名古屋市営地下鉄	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者および介護者・付き添い人は最大3名	おおむね 半額	バス 手帳を提示して割引乗車する
あおなみ線	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者および介護者・付き添い人1名		地下鉄・あおなみ線 割引用乗車券を購入のうえ、手帳を提示して乗車

◆問合せ先

名古屋市交通局名古屋サービスセンター

電話052-582-1077(直通)

名古屋臨海高速鉄道株式会社あおなみ線お問合せ窓口

電話052-383-0960(直通)

(5) 航空旅客運賃の割引 ※「ミライロID」

障害者手帳所持者、その介護者が定期航空路線の国内線区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。

航空券を購入される前に手帳を提示してください。

◆問合せ先

各航空会社

2 自動車改造、自動車運転免許証取得費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けた方が、就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車を、運転免許証に付された条件に合うよう改造を行う場合に要する費用や、就労等に伴い、普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

◆対象者

- ・**自動車改造**…自動車運転免許証に改造箇所に係る条件を付された身体障害者のうち、過去5年間にこの助成を受けていない方(所得制限があります。)

※改造前に申請が必要です。

- ・**自動車運転免許証取得**…身体障害者手帳をお持ちの方(視覚障害のある方を除く)

※免許取得日から申請日まで引き続き一宮市の住民基本台帳に記録されている方で、免許取得後6か月以内に申請が必要です。

◆助成額

自動車改造費、自動車運転免許証取得費(取得費の2/3以内)助成、それぞれ上限額は100,000円

◆申請に必要なもの

- ・**自動車改造**…申請書、見積書、自動車運転免許証またはマイナ免許証(改造箇所に係る条件を付されたもの)、身体障害者手帳、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

※マイナ免許証の場合は、マイナポータルまたは「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りのうえ、顔写真が表示されている免許証の画面と改造箇所に係る条件が付されていることが分かる画面(スクリーンショットまたは印刷したものでも可)を提示してください。

[決定後]決定通知書、改造完了届、領収書、自己の所有する車両である事が確認できる書類の写し、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

- ・**自動車運転免許証取得**…申請書、自動車運転免許証またはマイナ免許証、免許取得に要した経費を明らかにしたもの、身体障害者手帳、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

※マイナ免許証の場合は、マイナポータルまたは「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りのうえ、顔写真が表示されている免許証の画面と(スクリーンショットまたは印刷したものでも可)を提示してください。

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)

電話28-9017(直通)・FAX73-9124

3 有料道路通行料金の割引 ※「ミライロID」

身体障害者手帳または療育手帳(A判定)をお持ちの方が有料道路を利用する場合に、通行料金が割引されます。本割引は障害者の方1人につき自動車1台を事前に登録できます。ただし、自動車を保有されていない場合または事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し自動車を事前登録されない場合でも本割引の対象となります。なお、対象外の自動車がありますので、お問合せください。

※本割引を受けるには自動車登録の有無に関わらず、事前に申請が必要になります。

◆申請に必要なもの

自動車を事前登録し、ETCを利用しない場合	① 身体障害者手帳または療育手帳 (A判定のみ) ② 自動車検査証、軽自動車届出済証または電子車検証 ③ 自動車検査証記録事項(電子車検証をお持ちの場合) ④ 運転免許証またはマイナ免許証 (身体障害者手帳第2種の方のみ)
自動車を事前登録し、ETCを利用する場合	① 身体障害者手帳または療育手帳 (A判定のみ) ② 自動車検査証、軽自動車届出済証または電子車検証 ③ 自動車検査証記録事項(電子車検証をお持ちの場合) ④ 運転免許証またはマイナ免許証 (身体障害者手帳第2種の方のみ) ⑤ ETCカード (障害者本人名義のもの) ※ただし、本人が未成年の場合は保護者名義で可 ⑥ ETC車載器の管理番号が確認できるもの (ETC車載器セットアップ申込者・証明書等)
自動車を事前登録しない場合	① 身体障害者手帳または療育手帳 (A判定のみ) ② 運転免許証またはマイナ免許証 (身体障害者手帳第2種の方のみ)

※ETCを利用する場合は、◆申請場所で手続き後発行される「ETC利用対象者証明書」を有料道路ETC割引登録係へ郵送してください。

※マイナ免許証の場合は、マイナポータルまたは「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りのうえ、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショットまたは印刷したものでも可)を提示してください。

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ) 電話28-9017(直通)
 尾西庁舎1階窓口課7番窓口 電話85-8393(直通)
 木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口 電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ) 電話28-9017(直通)
 有料道路 ETC 割引登録係 電話045-477-1233(直通)
 (受付時間 平日9時～午後5時)

4 タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシーに乗車された場合、手帳を提示することで迎車料金を除く規定料金の1割引になるタクシー会社もあります。詳しくは、乗車時にご確認ください。

◆問合せ先

各タクシー会社

5 福祉タクシー料金助成

身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、戦傷病者手帳または被爆者手帳をお持ちの方が、一宮市と契約するタクシー会社等のタクシーを利用した場合に、そのタクシーの基本料金及び迎車料金部分を年間30回まで一宮市で助成するものです。

なお、生活保護世帯・市県民税所得割非課税世帯については、医療機関に通院するなど必要な場合に年間60回を上限とし、利用回数を増やすことができます。

また、ストレッチャーや特殊な車いす等で乗車できる設備を備えたリフト付福祉タクシー（1回当たり限度額2,700円、年10回）の助成も同様に行っており、年度途中で普通タクシーからリフト付タクシーに、またその逆の券交換も可能です。

タクシーを利用するときは、本人確認のため必ず手帳を提示してください。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳等各種手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口（障害福祉課手帳・手当グループ）	電話28-9017（直通）
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393（直通）
木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006（直通）

6 市営駐車場等の使用料の減免

身体障害者、重度心身障害者と生計を一にする方、または戦傷病者で自動車税の減免を受けている方が、一宮市長が発行する「特別利用証明書」を携帯し、自動車税の減免対象車で一宮市営駐車場等を利用した場合に普通使用料の額の2分の1に相当する額を減免します。

◆申請に必要なもの

身体障害者手帳等(自動車税の減免の記載がある手帳)

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

7 駐車禁止等除外指定車標章

県公安委員会から駐車禁止等除外指定車標章の交付を受け、現に障害者本人が使用中の場合に限り、標章を掲出することにより、道路標識等による駐車禁止または時間制限駐車区間の場所に駐車することができます。

詳しくは下記の問合せ先までお尋ねください。

◆申請場所・問合せ先

一宮警察署 交通課

電話 24-0110(代表)